

# 市営墓地前平霊苑の使用案内

美濃加茂市環境課市民生活係  
0574-25-2111 内線306

## 1) 使用資格

- 墓地を使用できるのは、以下の要件を満たし、適正に墓地を管理できる方に限ります。
- ① 美濃加茂市に住所を有すること 両要件を満たし、市長の許可を受けた場合に限り、
  - ② 埋蔵する焼骨があること 使用者となることができます。

### 墓地の管理について

使用する区画内の除草清掃などの管理は、使用者の方で行ってください。  
また、供花や供物など不要になったものやごみは各自で持ち帰ってください。

## 2) 墓地の名称、場所、使用料

前平第1霊苑	美濃加茂市西町七丁目15番地1	1区画 50,000円(空き区画ができた場合)
前平第2霊苑	"	1区画 80,000円(空き区画ができた場合)
前平第3霊苑	"	1区画 100,000円

※ 1区画の面積：約2.5m<sup>2</sup>

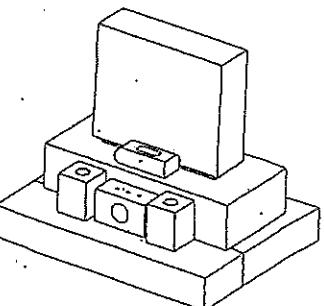
※ 1人で2区画以上を使用することはできません。

## 3) 墓地を借りるとき

「美濃加茂市営墓地使用許可申請書(様式第1号)」に「住民票の写し(本籍地記載)」、「火葬許可証等」を添付して提出してください。

申請書を審査し、「美濃加茂市営墓地使用許可・不許可通知書(様式第2号)」にて通知いたします。

その後、使用料の納付完了と同時に「美濃加茂市営墓地使用許可証(様式第3号)」を交付します。



## 4) 設置できる墓碑

設置できる墓碑の形象は洋型墓碑に限ります(右図参照)。

※ 墓碑の規格は市条例及び施行規則で定められています。

詳しくは別紙「墓碑作成案内」をご覧下さい。

(図)

## 5) 墓碑を設置するとき

「墓碑作製申請書(様式第8号)」に「誓約書(様式9号)」と「墓碑設計図面」を添付して提出してください。

※ 1区画に設置できる墓碑は1基です。

「墓碑設計図面」を審査し「墓碑作製許可・不許可通知書(様式第10号)」を交付します。許可を受けたら「墓碑作製着工届(様式第11号)」に許可を受けた図面を添付して提出してください。工事が完了したら完了後3日以内に「墓碑作製完了届(様式第12号)」を提出し、検査を受けてください。

※ 墓碑設置後に墓碑の建替えや追加工事をする場合は、再度上記の手続きが必要になります。

## 6) 墓地内工事のやり直し

検査の結果、墓碑の規格等に適合しない場合は、工事のやり直しが必要となります。

指示に従わぬ場合、墓地使用許可が取り消されることとなり、その場合、墓地を工事前の状態に戻して市に返還していただきます。この場合において、墓地の使用者が返還に応じないときは、市で墓碑を撤去し必要経費は使用者の負担となります。

## 7) 戒名の刻み、塔婆立ての作製、墓誌の作製等の改修を行うとき

当初の墓碑設置後に、戒名の刻み等の改修等を行うときは、「墓碑等改修届(様式第13号)」に「火葬許可証等」を添付して提出してください。納骨を伴わない場合は、「火葬許可証等」は不要です。

## ■ 申請内容の変更について

### 8) 住所や氏名に変更があったとき

転居や婚姻等により使用者の住所や氏名に変更があった場合は、「墓地使用者住所氏名変更届(様式第16号)」に「使用許可証」、「住民票の写し(本籍地記載)」を添付して提出してください。変更後の許可証を作成して交付します。

※ 当初使用者の方が市外へ転出された場合は、「10)転出されたとき」をご覧ください。

## ■ 使用権の承継及び消失について

### 9) 墓地使用権を承継するとき

墓地使用権を承継できるのは、祭祀を主宰する方で市長の許可を受けた方に限ります。

祭祀を主宰する方で市長の許可を受けた方であれば、市外の方の承継もできます。

「美濃加茂市営墓地使用承継許可申請書(様式第14号)」に「使用許可証」、「承継申請者の住民票(本籍地記載)」及び「承継申請者と使用者との続柄が分かる書類(戸籍抄本等)」を添付して提出してください。申請内容を審査し、「美濃加茂市営墓地使用許可・不許可通知書(様式第15号)」にて通知します。その後、承継後の許可証を交付します。

### 10) 転出されたとき

当初使用者の方が市外へ転出した場合は、使用者資格が無くなります。ただし、転出してから10年間は本市に住所を有するものとする猶予期間がありますので、その猶予期間内に以下の対応をしていただくことになります。

- ① 祭祀を主宰する方へ墓地使用権を承継する。
- ② 転出先の住所地等へ埋蔵した焼骨を改葬し、墓地を返還する。

※ 猶予期間内に再転入されればこの限りではありません。

### 11) 墓地使用権を承継する者がないとき

使用者が死亡され祭祀を主宰する方がいないときや、使用者の居所や生死が不明となり5年を経過したときは使用権が消滅します。使用権を取り消したときは、「美濃加茂市営墓地使用許可取消通知書(様式第17号)」にて通知します。

## ■ その他の手続き

### 12) 改葬・分骨の手続き

#### ▲ 市営墓地から他の墓地へ焼骨を移すとき

「改葬許可申請書」(分骨の場合は「埋蔵証明申請書」)を提出してください。

「改葬許可証」(分骨の場合は「埋蔵証明書」)を交付しますので、それを新しく借りられる墓地等の管理者に提出してください。

#### ▲ 他の墓地から市営墓地へ焼骨を移すとき

現在墓地がある市町村の「改葬許可証」を添えて「美濃加茂市営墓地使用許可申請書(様式第1号)」を提出してください。

分骨する場合は、現在埋蔵または収蔵している墓地等の管理者から「埋蔵又は収蔵に関する証明書」若しくは「分骨証明書」の交付を受け、「美濃加茂市営墓地使用許可申請書(様式第1号)」に添付して提出してください。

### 13) 墓地を返還するときの手続き

墓地が不用になったときは、ただちに墓地を返還しなければなりません。

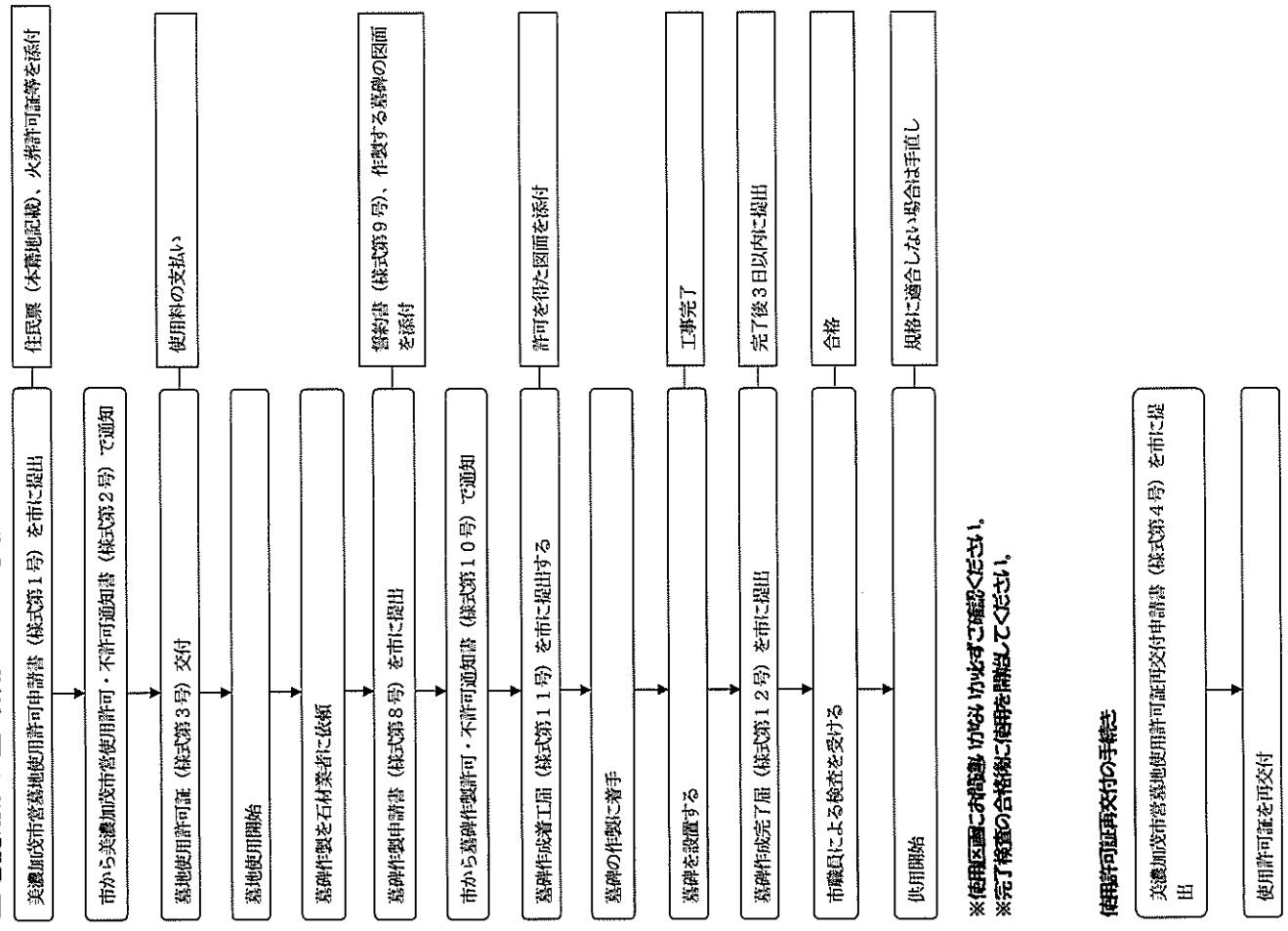
「美濃加茂市営墓地返還届(様式第18号)」に「使用許可証」を添付して提出してください。

墓碑等が建立されているときは、使用者に撤去していただきます。撤去工事に入る前に「墓碑作製着工届(様式第11号)」を、工事後は「墓碑作製完了届(様式第12号)」を提出してください。

墓碑等が建立されていないときは、市で未使用の検査をします。未使用の確認ができた場合、使用料の8割を還付いたしますので「美濃加茂市営墓地使用料還付請求書(様式第7号)」を提出してください。還付金は指定された口座に振り込みます。

※以前、使用者がいて墓碑が建立されていたが返還になった区画に関しては、還付の対象外となります。

### 墓地使用から墓碑設置までの手続き



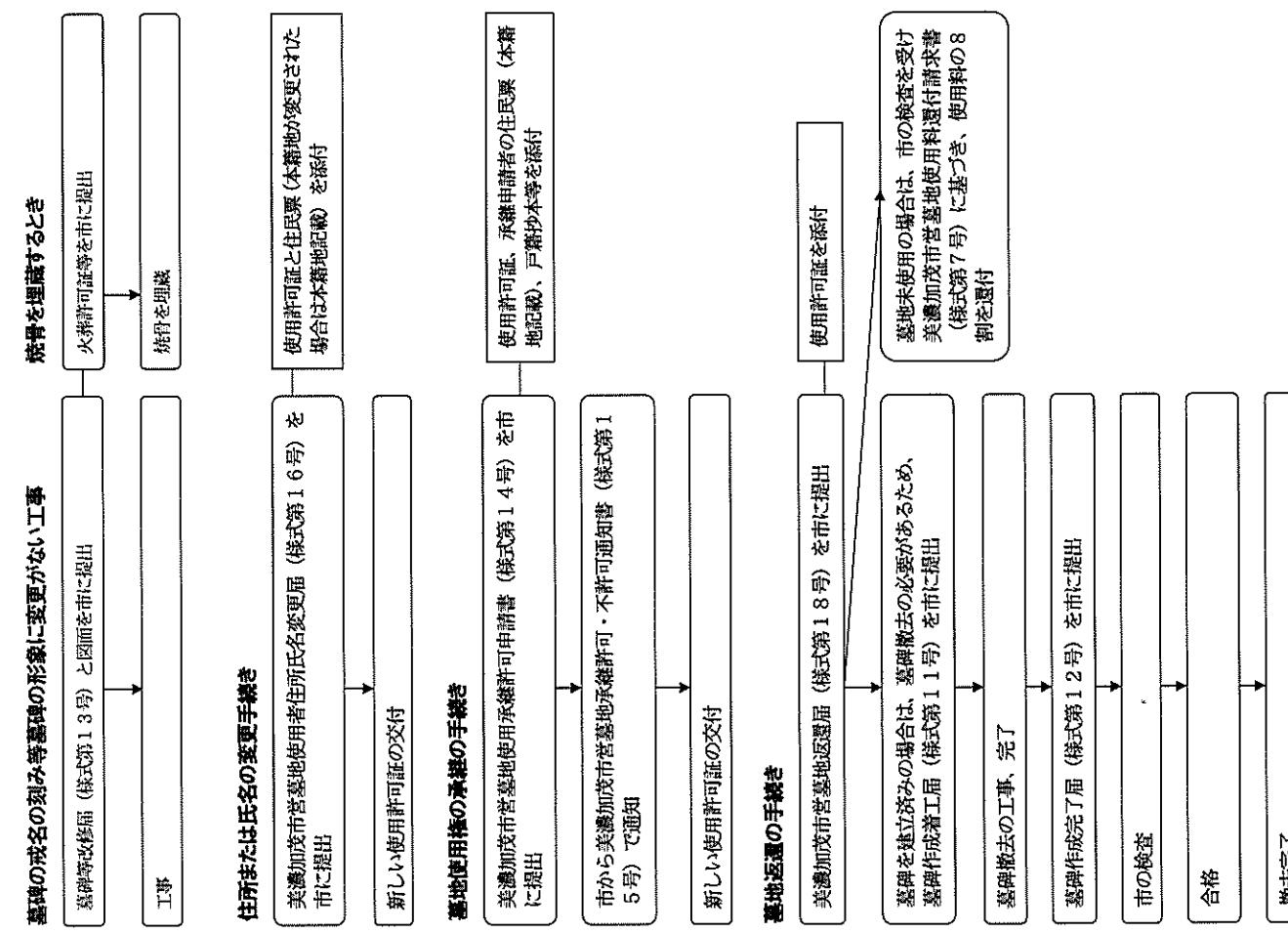
### 使用許可再交付の手続き



3

4

### その他の手続き



## 市営墓地前平霊苑位置図

